

4月16日（火）、島根県の助成団体が集まり制度説明会が行われました！

締め切り間近な助成制度もありますのでご注意ください！！

制度項目	地域づくり応援助成	Uターン定着支援交流事業	中国ろうきん NPO 寄附システム	世界とつながる島根づくり助成金
助成対象事業	地域課題解決や地域活性化に向け団体自らが実施する各種活動のうち、団体の立ち上がり期の活動や新たな事業展開を図る活動(本格的な規模拡大・グレードアップ等)で継続的な実施が見込めるもの。	地域住民団体及びUターン者グループ等が地域住民やUターン者の協力を得ながら以下の条件を満たして新たに企画・実施する事業(地域住民団体等の定例の交流会等は対象としない) ①交流会及び地域体験等を取り入れた内容であること 「交流会」Uターン者と地元住民またはUターン者同士の意見交換や懇親会等 「地域体験等」現地での暮らしを継続するのに必要な地域行事の体験や情報提供等 ②Uターン者の参加を広く促すこと ③単発のイベントではなく、参加したUターン者の定着に結びつけるための継続的なつながりが見込めること	県民の皆さんから中国労働金庫を通じて寄せられた寄附金を、県内のNPO法人に配分する。	(1)地域の多文化共生の推進に寄与する事業(外国人住民に対する支援を図る事業及び外国人が主体となって地域で実施する交流・多文化理解・支援等の事業を含む) (2)県民の国際理解、友好親善を促進する国際交流事業及び国際協力事業 (3)日本語教育事業 (4)その他理事長が特に認める事業
特徴・ポイント	NPO や地域づくり団体のユニークな発想や企画力を活かし、地域課題解決や地域活性化に無形、団体自らが実施する継続的な活動を応援する。 ■ 昨年度までの立上げ支援事業と事業化支援事業を統合し、助成額30万～150万で一本化。 ■ 事前相談必須。	Uターン者がその土地で定着するためには地域との関わりが重要であり、地域活動や近所付き合いに積極的であるほど、Uターン者の定着意向は高い傾向にある。そこで、島根県にUターンした方を対象として、地域住民との交流会や地域との関わりを深める地域体験等のプログラムを企画・運営する地域住民団体及びUターン者グループ等に対し、その事業に要する経費について予算の範囲内で助成する。	中国労働金庫、中国5県の中間支援組織との協働で、県内NPO法人の活動を支援する、寄附を原資としており、1口5万円からと少額だが、寄付者の思いの使途に制限は設けない、	申請年度前に、3年連続して当財団の助成の交付を受けている事業で、同一の事業内容とみなされるものは対象外(但し、日本語教育事業を除く)また、上記(1)、(2)、(3)の事業で事業費が5万円未満の場合は対象外。 他団体の助成金との併用可。
助成対象団体	県内のNPO法人、民間団体やグループ(構成員が5名以上の団体)、商業法人(法人税第2条に定める「普通法人」)、企業組合、農事組合法人、営農組合、有限責任事業組合(対象団体(者)が構成員の3分の2以上の組合)、公益・一般財団法人及び公益・一般社団法人(国、地方公共団体の外郭団体及び財政支援(援助)団体以外の団体)で、以下の要件を備えているもの。 ①団体としての意思決定により助成に係る活動ができ、確実な経理処理ができること ②団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体 ③規約等により活動目的を明文化していること ④代表者が明らかであること	島根県内の地域住民団体及びUターン者グループ等	島根県内に主たる事務所を置くNPO法人 (令和元年12月末までに認証される予定のNPO法人) ※過去に配分を受けた団体でも応募可能	島根県内に所在する民間団体 (法人、任意の別を問わない)
助成額の上限	30万円以上150万円以下	1団体あたり10万円	1団体5万円(一部10万円)	20万円 (助成対象経費の助成率以内の額)
助成率	助成対象経費の2/3以内	定額	10/10	日本語教育事業は2/3 その他事業は1/2
受付窓口	(公財)ふるさと島根定住財団 松江事務所 TEL:0852-28-0690 石見事務所 TEL:0855-25-1600			(公財)しまね国際センター TEL:0852-31-5056
申請締切日	第1回:令和元年6月28日 第2回:令和元年11月29日	随時募集	令和元年11月頃(予定)	当該年度の5月末

項目	制度	NHK 歳末たすけあい	公益信託しまね女性ファンド	公益信託しまね文化ファンド	新たな支え合いファンド助成事業
	赤い羽根共同募金 (広域助成)				
助成対象事業	<p>○ 社会福祉施設 施設機能の充実・強化に伴う施設の整備、機器・車両等の購入費、及び施設が取り組む地域福祉推進のための事業費</p> <p>○ 広域的社会福祉団体 新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的事業費</p>	地域福祉の推進に要する機器・備品・車両整備。	<p>①魅力ある地域づくりの活動 女性が男性とともに、地域の担い手としてその感性と能力を生かして行う活動</p> <p>②男女共同参画社会づくりの活動 様々な分野に女性と男性が共に参画していく、豊かで住み良い社会を築きあげる活動</p> <p>③次代を担う人づくりの活動 子どもたちの健康と豊かな人間性を育む活動</p> <p>④水と緑豊かな環境づくりの活動 自然環境を守り、自然と共存していくための活動</p>	<p>しまねの文化振興を目指し、県民自ら企画し主体者となって行う、先駆的・模範的・実験的・創造的な文化事業で、</p> <p>①地域文化振興 →島根の歴史や神話等を素材に仕立てた文化事業</p> <p>②芸術文化振興 →多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業</p> <p>③国際文化交流 →国際文化交流の推進を目指す文化事業</p> <p>のいずれかに該当する事業。</p> <p>※主に、日頃の文化活動の成果を広く県民に発表する事業や、参加者を広く募集し、合同で行う事業などが対象になりやすい。</p>	<p>地域の生活・福祉課題を住民参加により解決していけるよう、助け合いによる生活支援サービスを提供する以下の団体を対象とする。</p> <p>(1) サービス団体立上げ支援 住民を組織化し、サービス団体を立ち上げる為の活動</p> <p>(2) サービス団体移行支援 既存の団体等をサービス団体へ移行させる為の活動</p> <p>(3) 生活支援サービス開発 既存のサービス団体と共同して取り組む、新たな生活支援サービス開発の為の活動</p>
特徴・ポイント	10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する。	12月1日～25日の期間にNHK歳末たすけあいの寄付金を募り、寄せられた寄付金の範囲内で助成する。	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県内の女性たちが自主的・主体的に企画実施する活動 一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりがある事業（参加者を会員に限定した波及効果の少ない事業は対象外） <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県市町村など行政が主催・主導する事業や県市町村の支援が適切と考えられる事業 営利を目的として活動、政治活動、宗教活動 <p>※同一事業への助成は3回が限度。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規企画事業・新規団体による事業も対象（※国際交流事業は一部例外有り。） 原則、ジャンルによる制限は無い ▶新しいジャンル・新たな文化の定着を狙う。 1団体3回まで助成可能。但し、最後に助成を受けてから5年を経過した場合、あらためて3回の助成を受けることができる。 ▶「参加者募集事業」に対しては、5回まで助成可能。 <p>事業の確実性、地域への波及、継続性が審査ポイント！</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体は65歳以上の方が3割以上参加していること 生活支援サービスは、具体例として家事援助・買い物代行、ミニディ・食の支援・外出支援・その他の在宅福祉サービスなど 市町村社会福祉協議会が島根県社会福祉協議会へ申請を行い、市町村社会福祉協議会へ助成金交付となる。市町村社会福祉協議会から活動団体への間接助成は可能。
助成対象団体	<p>社会福祉施設 市町村域を越えて活動する社会福祉団体</p> <p>※社会福祉施設については、前年度に助成の決定を受けていない法人を優先する。</p>	地域福祉推進事業を行う法人・団体	<p>島根県内の女性たちが中心となって活動している民間の団体やグループが対象</p> <p>構成員はおおむね10名以上で、その半数以上が女性であることが目安</p> <p>代表者が女性で、役員半数以上が女性である</p> <p>営利法人や行政機関は対象外</p>	<p>主に島根県内の民間団体または個人 (※個人の場合、全国的な意義と波及効果が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人格の有無は問わないが、営利法人や行政期間は対象外。 責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体とする。 <p>※海外で行う事業(③国際文化交流)については、原則として活動実績のある団体が対象。(個人は対象外)</p>	<p>生活支援サービスを提供する団体</p> <p>※事業者・営利法人・組合等もしくは、それらの傘下とみなされる団体は対象外</p>
助成額の上限	<p>施設整備費：200万円の範囲内</p> <p>備品整備費：150万円の範囲内</p> <p>ソフト事業費：150万の範囲内</p>	100万円の範囲内	<p>1年度につき1団体50万円（対象経費の3分の2）</p> <p>男女共同参画社会普及・啓発事業は、10万円を上限に対象経費全額を助成</p>	<p>原則、上限なし(但し、事業によっては上限金額の設定あり)</p> <p>1団体につき年間2事業まで(前・後期各1事業)</p>	<p>1 市社協 400万円</p> <p>1 町村社協 200万円</p>
助成率	<p>3/4以内</p> <p>(助成額50万円の範囲内の事業については9/10以内)</p>	10/10以内	対象経費の2/3	対象経費の1/2以内	10/10
受付窓口	<p>島根県共同募金会</p> <p>TEL：0852-32-5977</p>		<p>公益信託しまね女性ファンド事務局</p> <p>(公財)しまね女性センター</p> <p>TEL：0854-84-5514</p>	<p>公益信託しまね文化ファンド事務局</p> <p>(公財)しまね文化振興財団</p> <p>TEL：0852-22-5500</p>	<p>益田市社会福祉協議会</p> <p>TEL：0856-22-7256</p>
申請締切日	令和元年5月31日		令和元年7月15日	令和元年5月31日	令和元年6月28日